

第 24 号議案

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例の件

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市公園条例の一部を改正する条例

神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	
別表第1（第2条関係）	
(1) 附属設備を除く有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
布引公園	[略]
[略]	[略]
遠矢浜公園	少年球技場
[略]	[略]
(2) 附属設備である有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	[略]
東遊園地	[略]
神戸震災復興記念公園	
湊川公園	
若松公園	
離宮公園	
下中島公園	
海浜公園	
名谷公園	
糀台公園	
西神中央公園	
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

改正前	
別表第1（第2条関係）	
(1) 附属設備を除く有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
布引公園	[略]
磯上公園	球技場
[略]	[略]
遠矢浜公園	野球場
[略]	[略]
(2) 附属設備である有料公園施設	
都市公園名	有料公園施設
[略]	[略]
王子公園	[略]
磯上公園	夜間照明設備
諏訪山公園	附属会議室
東遊園地	[略]
神戸震災復興記念公園	
湊川公園	
若松公園	
離宮公園	
下中島公園	
海浜公園	
名谷公園	
糀台公園	
西神中央公園	
遠矢浜公園	夜間照明設備
[略]	[略]

別表第2（第14条関係）

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
北神戸田園スポーツ公園	運営諸室 多目的コート	[略] 1平方メートル1月につき 37円
[略]	[略]	[略]

(3) 都市公園を占用する場合

区分	使用料の額
1 電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1月につき <u>298円</u>
2 ガス管その他これに類するもの (1) ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの ア 外径が5センチメートル未満のもの イ 外径が5センチメートル以上のもの (2) 電線（架空線に限る。）その他これに類するもの	1メートル1月につき <u>18円</u> 1メートル1月につき <u>39円</u> 1メートル1月につき <u>55円</u>
3 変圧塔、道路、公衆電話所、鉄道、防火用貯水槽、天体又は土地観測施設、太陽電池発電施設その他これらに類するもの (1) 変圧塔、太陽電池発電施設その他これに類するもの (2) 道路、通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (3) 橋、道路、鉄道、軌道その他これらに類する施設で高架のもの	1平方メートル1月につき <u>333円</u> 1平方メートル1月につき <u>99円</u> 1平方メートル1月につき <u>333円</u>

(1) [略]

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設名	使用料
[略]	[略]	[略]
北神戸田園スポーツ公園	運営諸室	[略]
[略]	[略]	[略]

(3) 都市公園を占用する場合

区分	使用料の額
1 電柱、支柱、支線その他これらに類するもの	1本1月につき <u>284円</u>
2 ガス管その他これに類するもの (1) ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの ア 外径が5センチメートル未満のもの イ 外径が5センチメートル以上のもの (2) 電線（架空線に限る。）その他これに類するもの	1メートル1月につき <u>17円</u> 1メートル1月につき <u>37円</u> 1メートル1月につき <u>52円</u>
3 変圧塔、道路、公衆電話所、鉄道、防火用貯水槽、天体又は土地観測施設、太陽電池発電施設その他これらに類するもの (1) 変圧塔、太陽電池発電施設その他これに類するもの (2) 道路、通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (3) 橋、道路、鉄道、軌道その他これらに類する施設で高架のもの	1平方メートル1月につき <u>316円</u> 1平方メートル1月につき <u>94円</u> 1平方メートル1月につき <u>316円</u>

(4) 公衆電話所又は郵便差出箱、天体、気象又は土地観測施設 その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>111円</u>
(5) 防火用貯水槽その他これに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>99円</u>
4 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、 <small>かわら</small> 瓦その他の工事用材料の置場その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき <u>36円</u>
5 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し のために設けられる仮設工作物	
(1) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため に設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき <u>19円</u>
(2) 集会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作 物	1 平方メートル 1 日につき <u>13円</u>
6 索道及び鋼索鉄道	
(1) 普通索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>55円</u>
(2) 貨物索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>39円</u>
(3) 普通索道及び貨物索道（架空部分を除く。）並びに鋼索鉄 道	1 平方メートル 1 月につき <u>166円</u>
(4) 特殊索道	1 平方メートル 1 月につき <u>247円</u>
[略]	[略]

(4)、(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		

(4) 公衆電話所又は郵便差出箱、天体、気象又は土地観測施設 その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>105円</u>
(5) 防火用貯水槽その他これに類するもの	1 平方メートル 1 月につき <u>94円</u>
4 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、 <small>かわら</small> 瓦その他の工事用材料の置場その他これらに類するもの	1 平方メートル 1 日につき <u>46円</u>
5 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し のために設けられる仮設工作物	
(1) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため に設けられる仮設工作物	1 平方メートル 1 日につき <u>18円</u>
(2) 集会その他これに類する催しのために設けられる仮設工作 物	1 平方メートル 1 日につき <u>12円</u>
6 索道及び鋼索鉄道	
(1) 普通索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>52円</u>
(2) 貨物索道（架空部分に限る。）	1 平方メートル 1 月につき <u>37円</u>
(3) 普通索道及び貨物索道（架空部分を除く。）並びに鋼索鉄 道	1 平方メートル 1 月につき <u>158円</u>
(4) 特殊索道	1 平方メートル 1 月につき <u>234円</u>
[略]	[略]

(4)、(5) [略]

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		

野球 場	瀬戸公園	[略]	[略]	[略]	[略]				
	魚崎浜公園 大倉山公園 名谷公園 本多聞南公園 桜が丘中央公園 糀台公園 高塚公園								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
球技 場	瀬戸公園	[略]	[略]	[略]	[略]				
	小野浜公園 海浜公園								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
第3 球技 場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
少年 球技 場	遠矢浜公園	土・日・祝				1時間			
		その他					1時間		
[略]	[略]	[略]							

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
---------	-------	-----

野球 場	瀬戸公園	[略]	[略]	[略]	[略]
	魚崎浜公園 大倉山公園 遠矢浜公園 名谷公園 本多聞南公園 桜が丘中央公園 糀台公園 高塚公園				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
球技 場	瀬戸公園	[略]	[略]	[略]	[略]
	磯上公園 小野浜公園 海浜公園				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第3 球技 場	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]			

(7) 附属設備である有料公園施設を利用する場合

附属設備の種類	都市公園名	使用料
---------	-------	-----

附属会議室	王子公園	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]
	王子公園	[略]
	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

別表第3 (第16条の2関係)

(1) 有料公園施設(附属設備を除く。)を利用する場合

種類	都市公園名	区分	利用料金								
			独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
[略]	[略]	[略]	[略]								
陸上競技場	しあわせの森	障害者・高齢者	3,750円	5,000円		8,750円			1時間	1人1回	
		その他	3,150円	4,200円		7,350円			1時間	回数利用券による場合	11回

附属会議室	王子公園	[略]
	諏訪山公園	会議室 1時間につき 1,000円
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]
夜間照明設備	魚崎浜公園	[略]
	遠矢浜公園	[略]
	王子公園	[略]
	磯上公園	30分につき 3,000円
[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

(8) [略]

別表第3 (第16条の2関係)

(1) 有料公園施設(附属設備を除く。)を利用する場合

種類	都市公園名	区分	利用料金											
			独占利用							個人利用	団体利用			
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用					
[略]	[略]	[略]	[略]											
陸上競技場	しあわせの森	障害者・高齢者							7,200円			1時間	1人1回	
		その他							6,000円			1時間	回数利用券による場合	11回

										き 1,500 円	
	その 他の 者	土・ 日・ 祝	6,900 円	9,200 円		16,100 円			1時間 1人 1回 2,300 円	200円	
	その 他		5,700 円	7,600 円		13,300 円		1時間	回数 利用 券に よる 場合 11回 につ き 2,000 円		
[略]	[略]	[略]	[略]								
体育 館	しあ わせ の森	障害 者・ 高齢 者	全面	7,500 円	10,000 円	7,500 円	17,500 円	17,500 円	25,000 円	1時間 2,500 円	
			半面	3,600 円	4,800 円	3,600 円	8,400 円	8,400 円	12,000 円	1時間 1,200 円	
			3分 の1 面	2,550 円	3,400 円	2,550 円	5,950 円	5,950 円	8,500 円	1時間 850 円	
			バド							1面1	

										き 1,000 円	
	その 他の 者	土・ 日・ 祝							13,200 円	1時間 1人 1回 1,900 円	150円
	その 他								11,000 円	1時間 回数 利用 券に よる 場合 11回 につ き 1,500 円	
[略]	[略]	[略]	[略]								
体育 館	しあ わせ の森	障害 者・ 高齢 者	全面	6,900 円	9,200 円	6,900 円	16,100 円	16,100 円	23,000 円	1時間 2,300 円	
			半面	3,300 円	4,400 円	3,300 円	7,700 円	7,700 円	11,000 円	1時間 1,100 円	
			3分 の1 面	2,300 円	3,100 円	2,300 円	5,400 円	5,400 円	7,700 円	1時間 800 円	
			バド							1面1	

																				時間 300円																	
																				卓球 台	1台2 時間 250円																
																				その 他の 者	全面	11,400 円	15,200 円	11,400 円	26,600 円	26,600 円	38,000 円	1時間 3,800 円									
																					半面	5,700 円	7,600 円	5,700 円	13,300 円	13,300 円	19,000 円	1時間 1,900 円									
																					3分 の1 面	3,900 円	5,200 円	3,900 円	9,100 円	9,100 円	13,000 円	1時間 1,300 円									
																					バド ミン トン コー ト							1面1 時間 400円									
																					卓球 台							1台2 時間 350円									
																					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

																					時間 250円															
																					卓球 台	1台2 時間 200円														
																					その 他の 者	全面	10,500 円	14,000 円	10,500 円	24,500 円	24,500 円	35,000 円	1時間 3,500 円							
																					半面	5,250 円	7,000 円	5,300 円	12,300 円	12,300 円	17,600 円	1時間 1,750 円								
																					3分 の1 面	3,500 円	4,700 円	3,500 円	8,200 円	8,200 円	11,700 円	1時間 1,200 円								
																					バド ミン トン コー ト							1面1 時間 350円								
																					卓球 台							1台2 時間 300円								
																					[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和4年7月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（「野球場」を「少年球技場」に改める部分に限る。）

イ 別表第1第2号の表の改正規定（遠矢浜公園の項を削る部分に限る。）

ウ 別表第2第6号の表の改正規定（同表野球場の項中「遠矢浜公園」を削る部分及び第3球技場の項の次に少年野球場の項を加える部分に限る。）

エ 別表第2第7号の表の改正規定（同表夜間照明設備の項中「遠矢浜公園」を削る部分に限る。）

オ 別表第3第1号の表の改正規定

(2) 次に掲げる規定 令和4年10月1日

ア 別表第1第1号の表の改正規定（磯上公園の項を削る部分に限る。）

イ 別表第1第2号の表の改正規定（磯上公園の項を削る部分に限る。）

ウ 別表第2第6号の表の改正規定（同表球技場の項中「磯上公園」を削る部分に限る。）

エ 別表第2第7号の表の改正規定（同表夜間照明設備の項中「遠矢浜公園」を削る部分を除く。）

(3) 附則第3項の規定 公布の日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の使用に係る使用料の徴収及び利用料金の収受については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の神戸市都市公園条例を施行するために必要な許可、使用料の徴収、利用料金の収受その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

使用料改定等に当たり、条例を改正する必要があるため。